

派遣事業でのマージン率等の公開資料

令和2年6月1日現在
イーシンク株式会社

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。
(対象期間 2018年8月1日から2019年7月31日)

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

- ①拠点名称 大阪本社 (許可番号:派27-303252)
- ②拠点の所在地 大阪市北区豊崎3-6-8 TOビル10F
- ③派遣労働者の数 3名
- ④派遣先の数 2件
- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額 ¥25,285 (1日 8時間当たり換算)
- ⑥派遣労働者の賃金額の平均額 ¥18,058 (1日 8時間当たり換算)
- ⑦マージン率 28.58%
- ⑧マージンに含まれる諸経費
 - (1) 社会保険料(雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、労災保険料)の事業主負担分
 - (2) 有給休暇費用 年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求は出来ません。)
 - (3) 会社運営経費
 - ・健康診断費用 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
 - ・募集広告費用 求人募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)
 - ・管理費用 労働者の就業に関する費用(教育訓練費・事務管理費等)
 - ・営業費用 営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
 - ・営業利益 派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益
- ⑨労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関して、下記の通り締結しています。
 - (1) 派遣先でシステムエンジニア及びプログラマーの業務に従事する従業員を対象に適用します
 - (2) 協定の有効期間は、2020年4月1日から2022年3月31日までの2年間です。

2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・新規採用者訓練
- ・IT技術者訓練
- ・業務実施訓練
- ・プロジェクトマネージャー研修